

第4章 墓地に係る取組施策と内容

4-1 既存墓地の適正管理

(1) 墓地緑化や適正管理による生活環境の向上

本市における既存墓地の9割は個人墓地であり、所有者によって主に清明祭（シーミー）やお盆の時期に管理されています。沖縄の高温多湿な気候上、植物が繁茂しやすく、環境の悪化が見られる墓地もあります。

市ホームページ等を活用して、既存墓地の管理徹底、緑化等による景観の改善、交通やごみ処理などのマナー向上を促すための啓発を行うと共に、環境維持や向上を図るための地域住民との協働による監視体制を確立します。

(2) 無縁墓地の改葬、空き墓の有効活用等による無縁墓地の減少対策

墓地実態調査によると、無縁化していると思われる墓地は171基で全体の約5%となっています。

無縁墓地や空き墓の発生は、生活環境の悪化、景観の阻害、防犯の低下等の影響を及ぼすこととなります。また、土地の活用の面からも、多くの費用と時間がかかり、都市計画への支障も問題となります。

無縁墓地の発生を回避するため、本市では次のような対策を行います。

1) 公営墓地や納骨堂等の利用促進

適切な維持管理を受けられる公営墓地や、永代供養を行う納骨堂等の整備を推進すると共に、既に無縁化していると思われる墓地の受入先の確保に努めます。また、無縁墓地の問題点や対策について広く継続的に周知し、意識啓発を促します。

2) 継承者手続き制度の確立

無縁墓地の増加の一員として、墓地の継承が行われない「継承者不在」等が考えられます。墓地の継承を確実にを行うためには、墓地の経営者を把握しておく必要があります。そのため、墓地経営者の継承手続きの方法・手順について検討し、条例による届出義務化を検討します。

3) 無縁墓地の適切な取扱い

無縁墓地であっても、古墓等の歴史・文化的価値の高いものについては、適切な保護を推進します。

(3)無許可墓地対策

宜野湾市内で墓地をつくる場合、宜野湾市長の許可が必要となります。現存する墓地には、無許可のものも相当数含まれている可能性があります。個人墓地禁止区域を設定しても、無許可墓地への対策を講じなければ、施策の効果は期待できません。

そのため、本市では次のような対策を推進します。

1)市民への周知徹底

無許可墓地の発生を防止するため、関係法令や経営許可申請制度について、市ホームページや市報等を活用し継続的な広報を行い、市民への周知徹底を図ります。

また、市民だけでなく、他市町村から本市に墓地を求める人もいることから、近隣市町村や県と一体となった周知徹底に努めます。

2)墓地業者への周知徹底

墓地の建設に携わる墓石業者等の墓地業者に対し、関係法令や経営許可申請制度の周知徹底を図ります。また、墓地業者が墓地希望者に対して経営許可申請済みであるかの確認を行い、許可を受けていない場合には工事を行わないなどの対応を取るよう促します。

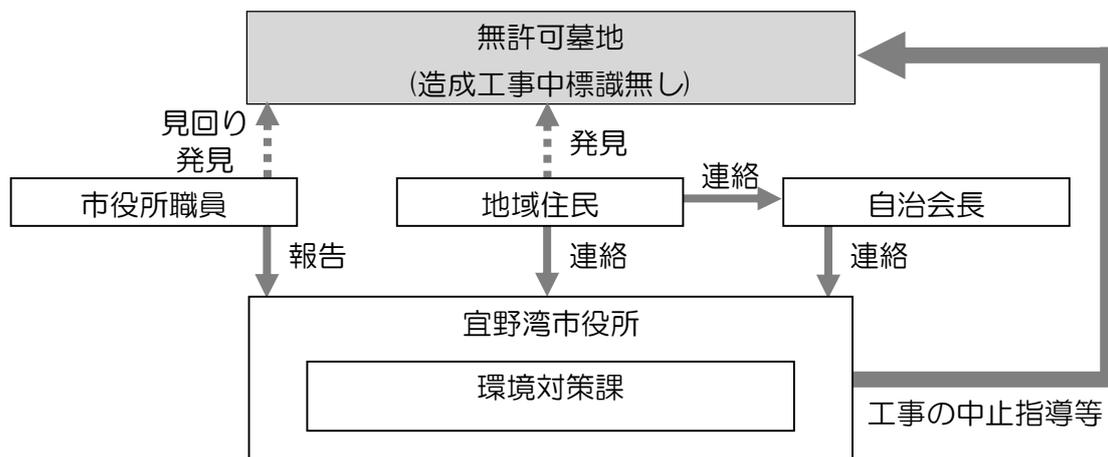
墓地業者が無許可墓地の建設に携わった場合は、罰則として墓地業者の公表等を条例に盛り込むことを検討し、無許可墓地の発生を抑制します。さらに、墓地業者の登録制についても検討します。

3)地域監視体制の確立

墳墓は土地造成後2～3日で完成する事例もあることから、行政のみによる監視体制には限界があります。また、造成期間中の墓地の許可の有無を判断するのは難しく、住民による監視も難しいものがあります。

そのため、新たな墓地の設置に対しては、経営許可申請済みの工事であることを表示した標識の設置を義務づけることとし、地域住民も交えた通報システムを整備する等、監視体制の強化方法を検討します。

図 4-1-1 地域監視体制の確立



(4) 伝統的な墓地、埋葬の継承

文化的な価値の高い古墓群を中心に、調査を進めながらその保全方法を検討し、文化財としての次代への継承を図ります。また、貴重な文化資源としての学習や地域振興等への活用も図ります。

亀甲墓や破風墓等は、地域固有の風土景観を創り出しており、貴重な景観資源となっています。このため、亀甲墓や破風墓等が地域固有の風土景観を形成している所では、積極的に保全するものとします。

表 4-1-1 宜野湾市の古墳群

大字	遺跡名称	初確認年月日	現況
野嵩	<small>ういーくしぼる しちやくしぼる</small> 上後原・下後原古墓群	—	墓地、公園
	<small>いりむていぼる</small> 西表原古墓	1981.02.26	墓地、宅地
	<small>ながさくぼる</small> 長迫原古墓群	1991.08.15	普天間飛行場
普天間	<small>あがりぼる</small> 東原古墓群	1981.02.03	墓地、原野
	カンジャーヌウィー古墓群	1982.09.27	キャンプ瑞慶覧
	スクナグ古墓群	2011.01.04	キャンプ瑞慶覧
	フィールー丘陵古墓群	1981.03.02	キャンプ瑞慶覧
	グスクンニー古墓群	2008.03.27	キャンプ瑞慶覧
新城・安仁	イシジャー流域古墓群	1981.03.03	キャンプ瑞慶覧
喜友名	<small>やまがーぼる</small> 山川原丘陵古墓群	1982.10.11	キャンプ瑞慶覧、県道
	<small>くしぼる</small> 後原丘陵古墓群	—	墓地、宅地
	<small>しーどらぼる</small> 勢頭原丘陵古墓群	—	墓地、宅地
	<small>めーぼる</small> 前原第一古墓群	2002.11.11	宅地
	<small>めーぼる</small> 前原第二古墓群	1984.04.15	普天間飛行場
伊佐	<small>めーぼる</small> 前原古墓群	1989.2003. 以前	キャンプ瑞慶覧、県道
	<small>ういーぼる</small> 上原第一古墓群	—	普天間飛行場、墓地
	<small>ういーぼる</small> 上原第二古墓群	2002.	普天間飛行場
大山	東方丘陵古墓群 (大山マヤーガマ洞穴遺跡・大山上江家 古墓を含む)	—	普天間飛行場、墓地
	<small>たきんさくーぼる</small> 岳之佐久原古墓群	2002.	普天間飛行場

大字	遺跡名称	初確認年月日	現況
真志喜	<small>しいたていぼる</small> 製立原古墓群	—	墓地
	<small>あらしぼる</small> 荒地原古墓群	1980.03.28	墓地、宅地
	グスク又ハナ古墓群	—	墓地
宇地泊	<small>いりぼる</small> 西原丘陵古墓群	1980.03.02	墓地、原野、宅地
	ハント又シチャ古墓群 (奥間ノ口墓含む)	—	普天間飛行場
大謝名	<small>いくさほなぼる</small> 軍花原古墓群	—	普天間飛行場
	<small>くいーじぼる</small> 久永地原第一古墓群	—	普天間飛行場、 墓地、宅地
	<small>くいーじぼる</small> 久永地原第二古墓群	—	普天間飛行場、 墓地、宅地
	<small>あがりぼる</small> 東原古墓群	1989.2003. 以前	墓地、原野
嘉数	<small>ひやらがわ</small> 比屋良川流域古墓群 (小禄墓含む)	1956.01.30	墓地、原野
	<small>くしぼる</small> 後原古墓群	—	墓地
	<small>うちぐすくぼる</small> 内城原古墓群	—	墓地
我如古	<small>めーぼる</small> 前原古墓群	1980.10.10	墓地
志真志	志真志川流域古墓群	—	墓地
宜野湾	シリガーラ流域古墓群	1975.11.13	普天間飛行場、 墓地、公園
神山	<small>くしぼる</small> 後原丘陵古墓群 (ウクマバカ洞穴遺跡・カンミン遺跡を 含む)	1989.2003. 以前	普天間飛行場
	<small>くるすーぼる</small> 黒数原古墓群	1998.10.09	普天間飛行場
赤道	<small>とうる がんぼる</small> 渡呂寒原古墓群 (渡呂寒原洞穴遺跡を含む)	1988.11.14	普天間飛行場
	シキロー流域古墓群	1981.09.02	普天間飛行場

出典：宜野湾市教育委員会文化課提供の資料による

4-2 新たな墓地需要への対応

(1) 需要と整備量の設定

墓地需要推計より、計画期間の平成34年までに、市全体で1,755基の墓地需要があります。また、平成44年までには3,620基の墓地需要が見込まれます。

本市では、「個人墓地禁止区域」の設定により墓地立地が可能な範囲を限定し、秩序ある墓地立地をめざす方針としています。しかし、従来容認されていた個人墓地を、規制することに対しては地域の理解・協力が必要であり、特に、個人墓地禁止区域の設定に伴い、墓地建設が困難となった場合の代替地を手当てする考え方が求められます。

このように、個人墓地の無秩序な散在防止を円滑に実現するためには、「規制」だけでなく、「誘導先」も同時に考えるべきであり、誘導先としての公営墓地や民間霊園等の整備について、検討することが必要です。

しかし、本市は市域のほとんどが市街地で構成されており、大規模な墓地用地の確保が困難となります。そのため、市民意向調査による墓地の形態別需要量を求め、意向のある最低限の基数を公営墓地として整備することとします。

表 4-2-1 宜野湾市全体で必要な墓地需要量

	H25～29年	H30～34年	H35～39年	H40～44年	H34年	H44年
年間墓地需要数	865	890	915	950	1,755	3,620
墓地需要面積 (㎡)	9,120	9,400	9,660	10,015	18,511	38,178

表 4-2-2 墓地の形態別需要量

	意向割合	H34 需要数	H34 需要面積	H44 需要数	H44 需要面積
個人で墓地を取得	46.8%	821	8,663	1,694	17,867
公営・民間が管理する霊園を使用	53.2%	934	9,848	1,926	20,311
合計	100.0%	1,755	18,511	3,620	38,178

※) その他・無回答の分は原則公営墓地でまかなうこととした。

(2) 公営墓地の整備

1) 公営墓地の整備量の設定

公営墓地の整備量は、市民意向調査と墓地需要推計より、墓地需要量の53.2%をまかなうこととします。

○平成34年目標：約934基

○平成44年目標：約1,926基

2)公営墓地の必要面積の設定

墓地用地面積は、墓地埋葬法の基準に従い、道路、通路、管理施設、緑地等の共用用地を確保するため、墳墓面積の約2倍の用地を確保することとしました。

必要な墓地用地面積は以下の通りです。

○平成34年目標：約2.0ha

【計算式】 $9,848 \text{ m}^2$ (10年累計) $\times 2 = 19,696 \text{ m}^2 \div 2.0 \text{ ha}$

○平成44年目標：約4.1ha

【計算式】 $20,311 \text{ m}^2$ (20年累計) $\times 2 = 40,622 \text{ m}^2 \div 4.1 \text{ ha}$

3)公営墓地の整備場所の検討

①規模

必要面積より、公営墓地の規模は4.1ha前後が適正規模と考えられます。

②立地条件

公営墓地は、墓地需要の受け皿となることから、ある程度の規模が求められます。そのため、一定以上の公有地やキャンプ瑞慶覧や普天間飛行場跡地等が候補地として考えられます。

また、適切な公有地が得られない場合は、民有地買収による用地取得に努めます。具体的な候補地選定の基準は以下の通りとします。

<公営墓地選定基準>

1. まちづくりに関わる土地利用計画との整合を図ることとします。^{※1}
2. 「墓地、埋葬等に関する法律」の基準に適合する土地とします。
3. 住宅地、公園等の土地の法規制上、立地が不適当な土地は除外します。
4. 地域住民の意見を聞き、合意が得られる土地とします。

【参考】※1 国土交通省「都市計画運用指針」墓園の配置要件

墓園の配置は、次の事項を考慮して計画することが望ましい。

- ア 市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地に配置する。
- イ 主要な道路、鉄道及び軌道が区域内を通過又は接しない。ただし、やむを得ず通過又は接する場合は樹林による遮蔽等により墓園との空間を分断させる。
- ウ 都市計画区域内に適地のない場合は区域外に選定する。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とする。
- エ 環境保全系統の一環となるよう配置し、既存樹林等による風致は維持するとともに、必要に応じて防災系統の一環となるよう配置する。

出典：国土交通省「第5版 都市計画運用指針」(平成18年11月)

4)公営墓地の整備イメージ

①構成

本市は市域のほとんどが市街地で構成されており、大規模な墓地用地の確保が困難であるため、より多くの墓地需要に対応するには、共同納骨施設やロッカー式墓地をはじめとする施設型墓地等、コンパクトな墓地の提供も検討する必要があります。

さらに、少子高齢化の進行により、墓を継承する者がいないなどの問題が生じていることから、将来にわたって安心して利用できる墓地の形態が必要です。

これらに対応する新しい墓地の形態として考えられるものを以下に示します。

従来型墓地：墳墓の種類は本市に現存する墳墓で最も多い「家型墓」を主流とします。

施設型墓地：「共同納骨施設」や「ロッカー式墓地」の整備を検討します。

合祀式墓地：慰霊碑を建て、公営墓地のモニュメントとして訪れた人々が墓参りをすることができるような場所に整備します。

サービス施設：駐車場や休憩所を設けます。

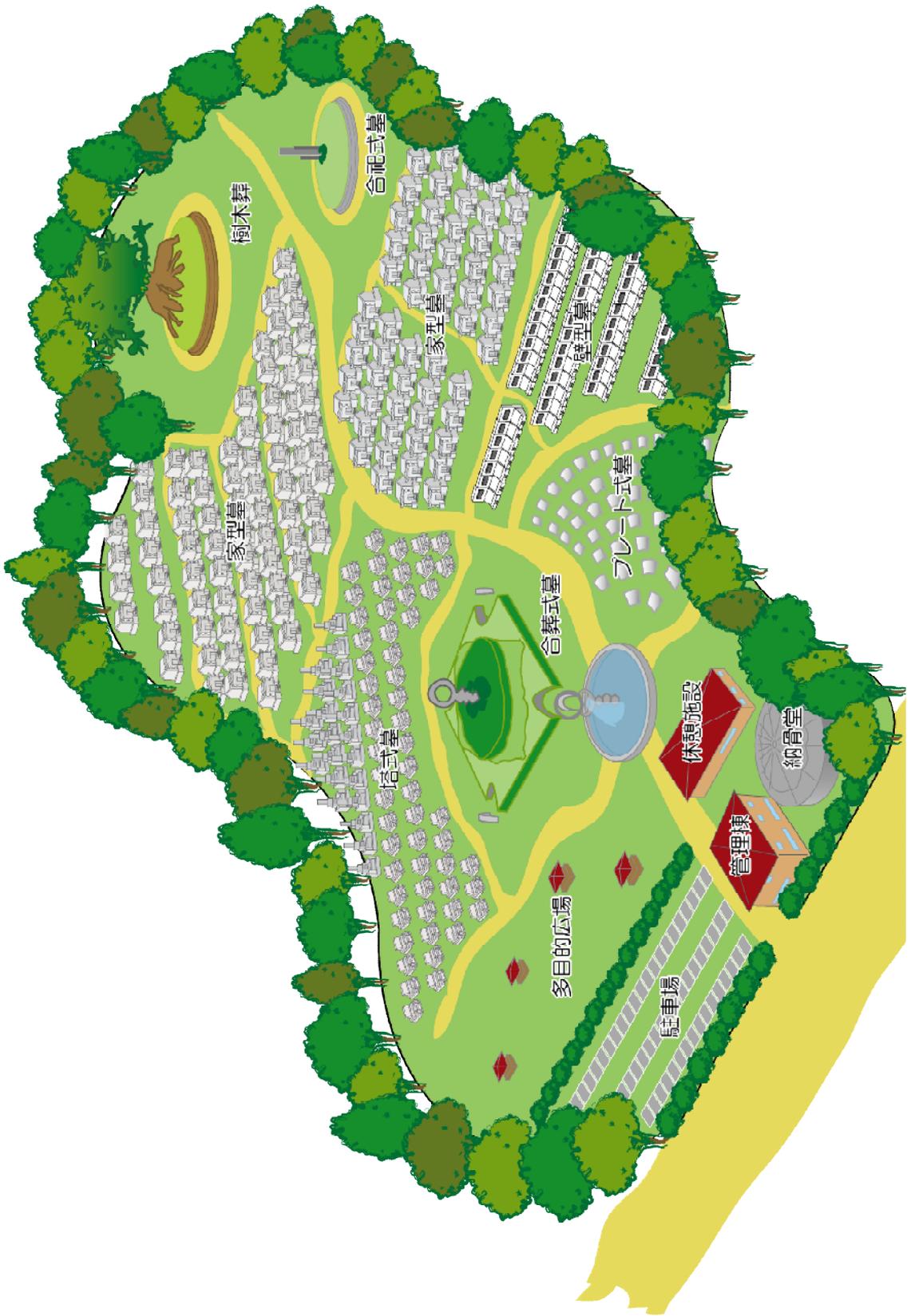
緑地：「墓地、埋葬等に関する法律」で、「墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。」が規定されています。また、墓地全体として、公園をイメージするような緑が多くうるおいを与える景観を目指します。

園路：園路は、自動車と歩行者の道を明確に分け、歩道は車椅子の方も利用しやすい段差の少ない園路を整備します。

施設型墓地・合祀型墓地の例

	定義	安置方法	参拝方法
共同埋葬の合葬式	共同納骨施設の中に棚を設け、骨壺を収蔵するタイプのお墓です。 また、納骨から一定期間経過した時点で、骨壺から遺骨を取り出し、他の方のご遺骨とともに合祀施設へ改葬します。	骨壺を他の故人と共通の棚や場所に安置します。	参拝は共同納骨施設に礼拝所を設け、利用する方法などが考えられます。
ロッカー式	屋内に設置する家族墓として、ロッカーに骨壺を納めるお墓です。 一般のお墓と同じように継承していくことが可能です。	故人別に専用の安置場所があります。	一般的な墓石型と同様に、ロッカーに設けられた仏壇にてお参りすることが考えられます。
合祀式	1基の墳墓に単一家族以外の複数の故人の遺骨を埋葬するお墓です。 共同納骨施設とは別に、無縁墓地からの改葬や身寄りのない方を供養する施設として位置づけます。	遺骨を骨壺から取り出し、他の故人の遺骨と一緒に埋葬します。	慰霊碑を設け、手前にある献花台で参拝する方法が考えられます。

【参考】公営墓地の全体整備イメージ図



【参考】多様な墓地の種類

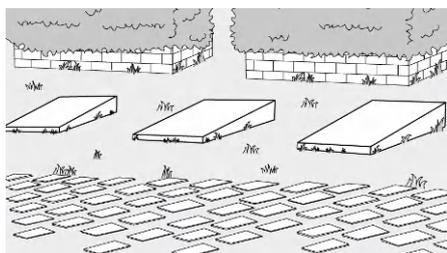
一般埋蔵施設（塔式墓）



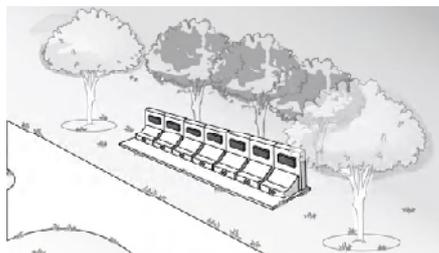
立体埋蔵施設（ビル式）



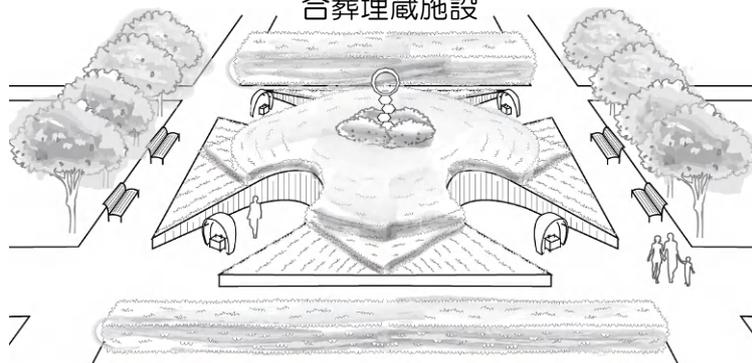
芝生理蔵施設（プレート式墓）



壁型埋蔵施設



合葬埋蔵施設



長期収蔵施設（納骨堂等）



短期収蔵施設（ロッカー式等）



一時収蔵施設



樹木葬



② 駐車場

墓地埋葬法では、駐車場の規定について、「墳墓数に 100 分の 10 を乗じて得た数（以上の駐車区画を有するものであること。」とされています。沖縄の地域特性として、清明祭（シーミー）等で一度に多くの参拝者が墓地に集まることを考慮すると、より多くの駐車場が必要になると考えられます。そのため、本市では駐車場の設置数を墳墓数の 2 割とします。需要量が 1,926 基のため、必要な駐車区画は約 390 台分が目安となります。

③ 休憩施設・バリアフリー

参拝者が集い、休憩できる休憩施設やあずま屋、トイレ等を設け、参拝時に快適に過ごせるような整備を行います。また、高齢者や障害者の利用に配慮した墓地とするため、段差を少なくし、やむを得ず階段が必要となる場所にはスロープ等を設置し、バリアフリーに努めます。

④ 整備手法

整備手法は、市が独自に行う整備と都市計画事業による都市計画墓園の 2 つが考えられます。本市では「第三次宜野湾市総合計画」において、「墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討」が明記されていることから、両方の整備手法を視野に入れて検討していきます。

(3) 民間霊園の整備

本市の財政状況等や用地の選定を考慮すると、墓地需要すべてを早期に対応することは難しい状況です。個人墓地の散在を防ぐ意味でも、民間霊園は墓地の集約が図れるものであることから、公営墓地の補足として宗教法人や公益法人等による民間霊園を容認します。

民間霊園の規制・誘導の方向性としては、経営主体の条件として「市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの」とし、経営者の非営利性及び継続性を審査、監視することで適正な運用を促します。

民間霊園内において無縁墓地が発生すると管理料を徴収できず、永続的な墓地経営に支障をきたす可能性があります。そのため、民間霊園の構成として、従来型墓地の他に、民間霊園内で無縁化した墓地の遺骨を納める合葬式墓あるいは合祀式墓の設置を義務づけます。

また、適正価格による提供をめざし、市民に対し低価格で提供する宗教法人等に対しては、許可基準の緩和を行うなどの仕組みについて検討します。

(4)個人墓地の整備

1)個人墓地の整備量の設定

個人墓地の整備量は、市民意向調査と墓地需要推計より、墓地需要量の46.8%をまかなうこととします。

○平成34年目安：約821基

○平成44年目安：約1,694基

2)個人墓地の整備基準の設定

墓地の設置場所等については、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」で規定されていました。平成24年4月からは「宜野湾市墓地等の経営許可等に関する規則」で規定されています。個人墓地については、市の規則においても、これまでの県細則と同様な基準で対応しています。

そのため、権限移譲された現在の市規則でも、個人墓地の散在化を防止することが困難であるため、本計画では個人墓地の整備基準を設定します。

個人墓地の整備基準について、「4-3 墓地の適正立地に向けた規制・誘導」で具体的に示します。

(5)墓地、埋葬の多様化への対応

多様化する墓地（墳墓）ニーズに対応した墓地の供給、墓地用地の確保と墓地形態の多様化による墓地のコンパクト化の推進等を実施します。

近年、墓地、埋葬等に関する新たな問題として、散骨（自然葬）が取り上げられるようになってきました。市民意向調査では、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が13.3%います。

墓地埋葬法においては、散骨に関する規定はなく、特に必要な届出や書類もありません。また、法務省の見解としても、散骨が節度をもって行われる限り違法性はない（遺骨遺棄罪に該当しない）とされています。

しかし、水源域での散骨に伴う地域住民からの苦情や、近隣で生産される農産物の風評被害への懸念等、全国各地でトラブルが発生している状況があり、慎重に行う必要があると言えます。

本市としては、新たな環境問題等の発生が考えられることから、社会的動向に注視しつつ、自然環境への影響や住民感情等を考慮して、当面は助長することのないような方向で望むものとしします。

4-3 墓地の適正立地に向けた規制と誘導

(1) 個人墓地禁止区域の設定

1) 個人墓地禁止区域の必要性

墓地埋葬法では、墓地経営者に関して個人が墓地経営を行うことを想定しておらず、個人墓地については、公営墓地等の設置状況や地理的条件等やむを得ない場合に許可を与えても差し支えないとしています。

墓地の設置場所等については、市の規則で規定されていますが、個人墓地については、設置場所の基準を緩和している状況となっています。これまでの県細則においては、主要道路や河川、公共施設、人家からの距離的な規定について個人墓地には適用しておらず、無秩序な個人墓地の立地が進み、住宅と墓地が混在する市街地が形成される結果となったと推測できます。

市民意向調査では、個人墓地の規制を望む意向は高い結果となっています。公営墓地の整備が早急には困難であること等からも、個人墓地禁止区域を設定し運用することで、個人墓地の無秩序な立地を回避し、適正な土地利用がなされるよう努める必要があります。

<個人墓地の取扱い>

墓地の設置場所及び構造基準については、市の規則の規定を用いる。

(墓地等の構造設備)

第8条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

- ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けること。
- ×イ 道路の有効幅員は、1メートル以上あること。
- ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- ×エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
- ×オ 墓地区域面積のうち3割以上は緑地とすること。
- ×カ 管理事務所（墓地区域面積が1ヘクタール以上のものに限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。

※○…個人墓地に適用、×…個人墓地に適用しない（第11条より）

(墓地等の設置場所)

第9条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公衆衛生及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地については、次のとおりとする。

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないこと。
- イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100メートル以上離れていること。
- エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の美観を損ねるおそれのないこと。

2)個人墓地禁止区域の定義

本市における「個人墓地禁止区域」と「個人墓地禁止区域以外の地区」の定義を以下に示します。

<個人墓地禁止区域の定義>

- 公共、宗教法人、公益法人等の墓地経営を可能とするが、個人による（自己又は親族のためによる）新たな墓地経営は認めない。
- 共同墓地や許可墓地等の既存墓地は容認する。場所や場合によっては既存墓地の移転も促すものとする。

<個人墓地禁止区域以外の地区の定義>

- 墓地埋葬法に則り、公共、宗教法人、公益法人及び個人の（自己又は親族のためによる）墓地経営を可能とする。

3)個人墓地禁止区域設定の方針

- 市のまちづくりの考え方に基づき、墓地立地を抑制することが特に望ましい範囲について「個人墓地禁止区域」を設定します。
- 個人墓地禁止区域以外の地区は、一定の基準を満たした場合は立地可能とします。
- 墓地需要に対する公営墓地の供給体制が整っていないことを配慮し、個人墓地禁止区域は必要最小限の設定とします。
- 長期的には、公営墓地等墓地需要の受け皿を確保しつつ、段階的に「個人墓地禁止区域」の拡大を図り、個人墓地の散在防止と集約化をめざします。

4)個人墓地禁止区域の具体的な設定

具体的には以下の考え方を準用して設定します。

- ① 沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ② 法令で制限される区域
- ③ まちづくり計画及び事業地区

①「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づく設定

- 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第 10 条第 1 項の許可若しくは同条第 2 項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。
- 国道、県道その他主要道路及び河川から 30 メートル以上離れていること。
- 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100 メートル以上離れていること。
- 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- 周囲の美観を損ねることがないこと。

②「法令で制限される区域」に基づく設定

法令による制限が厳しい地域、災害による被害の危険性が高い地域を個人墓地禁止区域として設定します。

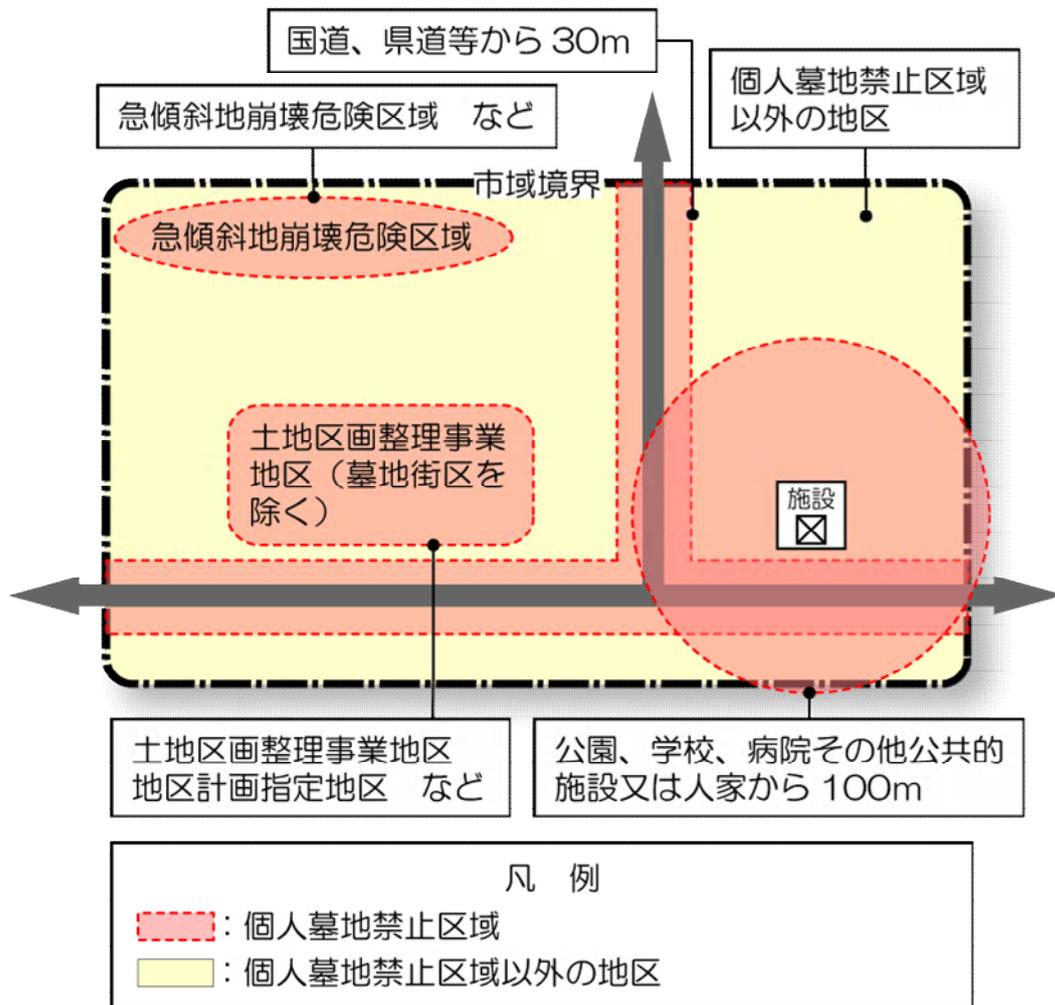
- 保安林（森林法）※該当無し
- 鳥獣保護区特別保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）※該当無し
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

③「まちづくり計画及び事業地区」に基づく設定

まちづくり計画が進められている地区及び都市計画等の事業が進められている地区を個人墓地禁止区域とし、良好なまちづくりの妨げにならないようにします。

- 地区計画指定地区
良好なまちづくりの実現に向けて建築形態などの規制を行っている地区。
- 土地区画整理事業地区
道路や公園などの基盤整備事業の導入により、良好な市街地環境の形成を図る地区。
但し、墓地街区は、個人墓地禁止区域から除外する。
- 市街地再開発事業地区
市街地の中でも特にポテンシャルの高い地区において、土地の高度利用を図るため都市基盤の整備や建築物の整備を合わせて行う地区。

図 4-3-1 個人墓地禁止区域の設定イメージ



(2)適正立地に向けた誘導

個人墓地禁止区域を指定する地域には、既存の個人墓地が多数立地している場合があります。本市の個人墓地禁止区域の定義では、「既存墓地は容認する」としていますが、個人墓地禁止区域は墓地立地が望ましくない地域であることから、環境改善に向けて適正立地への誘導に少しずつ取り組んでいく必要があります。

そのため、公営墓地等の供給体制の整備がある程度進んだ段階で、個人墓地禁止区域内から公営墓地や個人墓地禁止区域以外の地域に移転する場合の支援、優遇の検討を行います。

また、現実的には、移転が困難な場合も多いと考えられるため、地域の環境や景観に調和させていくための方法等を含め検討します。

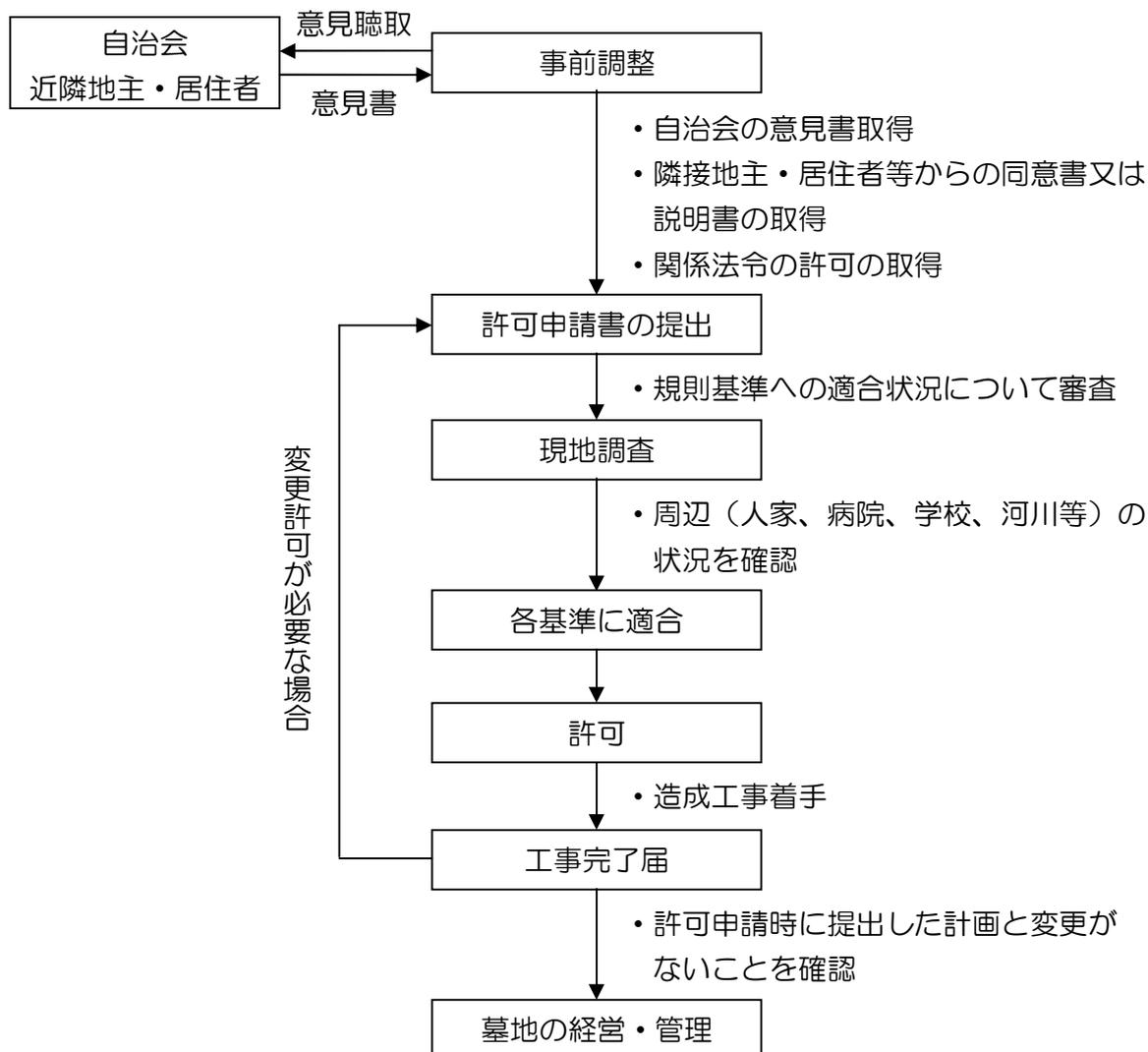
(3)墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ

これまで、墓地等の経営許可申請に関する手続きは、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づいて進めてきました。平成24年4月からは市の規則及び事務取扱要領で進めています。この中では、特に、設置場所及び構造基準に適合するとともに、地域自治会や隣接地主等に説明及び意見を求め、また、他法令と関連のある事項については関係機関又は他部局と協議・調整し、他法令の許可又は確認等を受けていることが経営許可に必要なとされています。

今後も、これまでと同様の手続きを基本として、墓地等の経営許可申請手続きを行います。この場合の基本的な手続きフローを下図「墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ」に示します。

墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れについて、市民や墓地業者に対して周知徹底を図り、許可申請が確実に行われるよう誘導します。

図 4-3-2 墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ



4-4 計画的な墓地施策の展開

(1) 条例の制定

墓地埋葬法の目的は、墓地及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることとしています。これは、墓地の設置や埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすものであり、それらが宗教的平穩の中で行われる必要があることを意味しているものと解釈できます。一方、これらを最大限に尊重すべきであることは当然であるが、取扱いのいかんによっては、公衆衛生その他公共の福祉に反することとなる場合があるので、これらの行為又は施設の設置については、制約を加える必要があることも意味しています。

本市における条例の制定に際しては、本市及び沖縄の歴史的かつ文化的な背景に基づく墓地・埋葬のあり方を最大限に尊重し、継承されるよう配慮するものとします。また、市民等の良好な生活環境の確保や施設等の整備に際し、公共の福祉に反しない、人・都市・墓地の共存を目指す基本的な考え方とルールを示すこととします。

これを運用することにより、市民、民間墓地経営者及び墓地業者、行政が協働して、秩序ある墓地の立地と適正な管理の実効性を高めることとなり、かつ墓地行政の計画的な遂行が担保されることとなります。

本市の地域特性や本計画の内容を踏まえた条例の構成案は、下記に示す通りです。

(仮称) 宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例の検討構成案

条項の構成案	条項の内容
目的	法律に基づく位置付けと条例の目的
定義	条例で使用される用語の定義
経営主体	墓地や納骨堂、火葬場等を経営する主体の区分
事前協議	墓地経営申請者の市長との事前協議
標識設置	周辺住民への墓地計画等の周知の標識設置
説明会の開催	周辺住民への墓地計画等の周知の説明会の開催
周辺住民等との協議	周辺住民等との墓地計画等の協議
申請許可	墓地等経営者の申請と市長の許可
設置場所の基準	墓地等設置場所の許可基準
墓地等の構造設備基準	墓地周囲、道路、排水、緑地、面積、建物構造等の基準
経営者の遵守事項	経営者の墓地等の維持及び管理に関する遵守事項
地位の継承	経営者の地位の継承と届け出
工事完了届出	工事完了時の市長への届け出
立入調査	市長の墓地等への立ち入り調査
勧告	許可申請者に対する市長の勧告
公表	勧告者に対する市長の公表

(2)墓地台帳システムの構築

県からの権限移譲を受けた墓地等の経営許可申請の受付を行うに当たって、情報の一元化、個別情報の管理等を効率的に運用するための墓地台帳システムの構築を検討します。

墓地台帳システムの特徴として以下の視点で検討します。

- ①複雑な個別の墓地情報を整理する墓地台帳を作成。
- ②墓地の個別情報を管理・検索できるようデータベース化。
- ③データベースと地理情報処理ソフトを統合させて、墓地の位置情報や土地の規制状況の閲覧。

図 4-4-1 墓地台帳システムのイメージ

